

リスクマネジメント

2020年3月期にありたい姿

荏原グループでは、「リスクを予見し未然に防止する」ことに重点を置いたリスクマネジメントを目指しています。荏原グループの倫理体系の基本である荏原らしさの浸透が円滑な事業の基盤となるという考えのもと、海外グループ会社を含めた荏原グループの全従業員が、荏原らしさおよび行動基準を共通のアイデンティティと価値観として共有します。

また、全てのグループ会社においてグループ共通のリスク管理指針に基づいてリスクを予見し、未然に防止する体制の構築を目指しています。

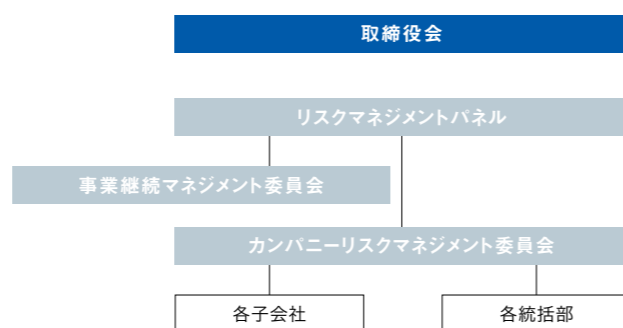
基本的な考え方

荏原グループにおけるリスクマネジメント活動では、当社グループの健全な存続発展を阻むリスクを体系的に把握・評価し、最小化するための対応策を講じるとともに、継続的にその改善を図っています。

リスクマネジメントを統括し、審議、改善指導・支援を行う機関として、リスクマネジメントパネル(RMP)を設置しています。RMPは代表執行役社長を議長とし、全執行役により構成されています。RMPは年4回定期開催するほか、必要に応じて適宜開催しています。RMPでは個別の事業案件も審議します。

各カンパニーに設置されているリスクマネジメント委員会においては、個別の営業案件リスク・投融資損失リスクへの対応、リスクマネジメント活動の展開を行っています。

リスクマネジメント体制図



主なリスクとリスクへの備え

| 項目 | リスクマネジメント活動 |
|---|---|
| 1. 平時の事業活動において発生しうるリスク 1) コンプライアンスリスク ①カルテル・談合の禁止 ②贈収賄の禁止* ③反社会的勢力 ④安全保障貿易管理* ⑤建業法遵守 ⑥下請法遵守* | 腐敗防止に関する基本方針を全子会社にて制定。 国内は組織横断的な専門委員会を設置し、対応方針の審議、規程整備、教育活動等を通じて整備・運用を実施。 コーポレート専門部署によるモニタリングを定期的に実施。 |
| 2) 財務報告の信頼性に関わるリスク* | 連結会社における金融商品取引法に基づく内部統制構築および評価を実施。 「内部統制自己点検ガイドライン」を全子会社に展開、各社自己点検による改善を推進。 |
| 3) 営業案件リスク | 特定の大型案件、リスク案件について、リスクマネジメント委員会、リスクマネジメントパネルにて審議。 |
| 4) 投融資損失リスク | |
| 5) 環境リスク* | ISO14001に基づく整備とISO監査を実施。 |
| 6) その他の業務リスク | 情報セキュリティ、品質保証、労働安全等について、専門委員会を設置。活動方針、実施計画等を作成・展開。 |
| 2. 通常の体制では対応できないリスク (クライシス) | 事業継続マネジメント委員会を設置。各部門にて事業継続計画および教育訓練を実施。 海外緊急事態対応の連絡体制、マニュアルを作成中。 |

* これらの項目について、海外では国内に準ずる形で各社整備計画を策定し対応中。

「2020年3月期にありたい姿」に対する2016年3月期の成果

「荏原らしさ」の教育浸透活動を、国内外の主要なグループ会社全てにおいて実施しました。今後は多言語にて作成した教育資料を展開し、継続的な教育活動を展開していきます。

また、主要な海外グループ会社28社においてリスクマネジメントの行動計画を策定し、各社取締役会にて報告しました。各社は2019年までに整備を完了するための活動をしています。

コンプライアンス

基本方針

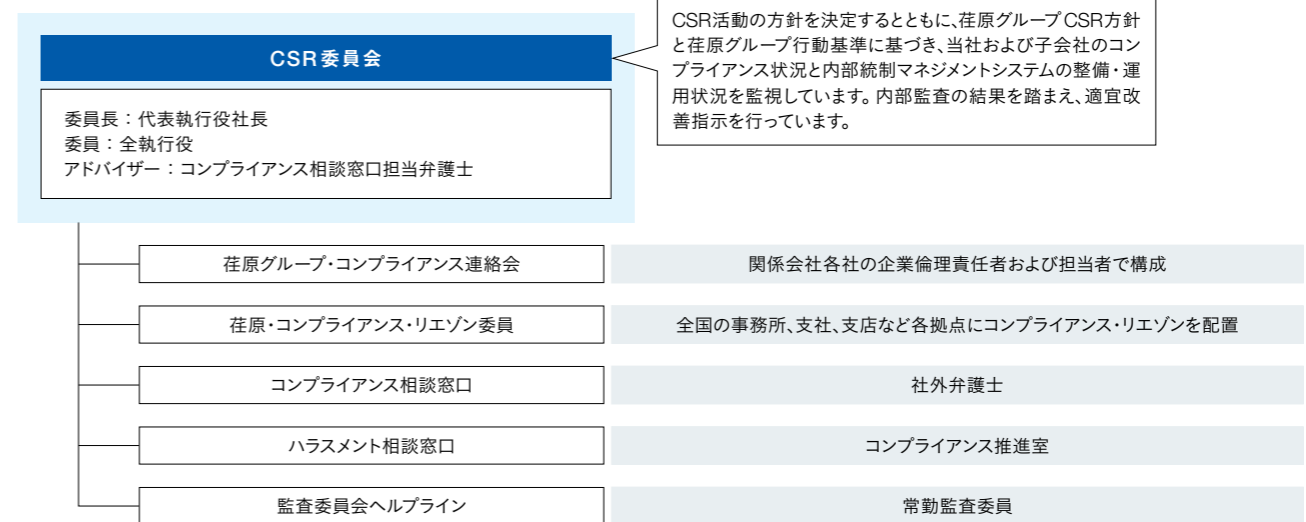
ステークホルダーから信頼される良き企業市民であるために、法令順守のみならず、社内規程・その他のルール、社会規範、そして常識・良識を含めて、誠実に実践すること、すなわち、「高い倫理観をもって事業を行うとともに、大切な皆様（お客様、取引先、株主・投資家、地域社会、従業員を含む、全てのステークホルダー）との信頼関係を築きます。」という「CSR方針」に基づく事業活動を行うことを基本方針としています。

荏原グループ行動基準

荏原製作所ウェブサイトにて全文を掲載しています。

http://www.ebara.co.jp/about/csr/ethics/corporate_ethics/index.html

荏原グループ・コンプライアンス体制図



CSR活動の方針を決定するとともに、荏原グループCSR方針と荏原グループ行動基準に基づき、当社および子会社のコンプライアンス状況と内部統制マネジメントシステムの整備・運用状況を監視しています。内部監査の結果を踏まえ、適宜改善指示を行っています。

2016年3月期の活動状況

荏原グループでは、「腐敗防止に関する基本方針」を定め、贈収賄の禁止、公正かつ自由な競争の促進、反社会的勢力との関係遮断を図っています。また、社内相談窓口のほかに、国内のグループ会社も利用できる社外相談窓口を社外弁護士事務

所に設置して、コンプライアンス違反の相談に幅広く対応する体制を構築しています。海外グループ会社が利用できる社外相談窓口についても、構築に取り組んでおり、中国のグループ会社5社が利用できるようになっています。